



平成 18 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 安川電機
代表者名 取締役社長 利島康司
(コード番号 6506 東証第一部、福証)
問合せ先 人事総務部 広報グループ長
赤木 博
(TEL . 093-645-8810)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 27 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 16 日開催予定の第 90 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されること等に伴い、規定の整備を図るため以下の変更を行うものであります。

単元株制度を促進し会社運営の効率化を図るため、単元未満株式について法令および定款に定める権利のみを有する旨の規定の新設(変更案第 10 条)

経営責任の明確化を図るとともに変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮する旨の変更(変更案第 22 条)

機動的な意思決定ができるよう、取締役会の書面決議制度を導入する旨の規定の新設(変更案第 26 条第 2 項)

コーポレートガバナンスの観点から社外取締役および社外監査役の招聘を容易にするため、その責任を合理的な範囲に軽減する契約を締結できる旨の規定の新設(変更案第 30 条および第 40 条)

株主への利益還元の機会を増やすため、中間配当制度を導入する旨の規定の新設(変更案第 43 条)

その他会社法施行に伴う所要の変更または規定の整備を図るための変更

なお、社外取締役の責任軽減に関する規定の新設(変更案第 30 条)については、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (2) 上記の変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 16 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 16 日(金曜日)

以 上

【定款変更の内容】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 《省 略》</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p>第4条 《省 略》</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の発行総数)</p> <p>第5条 本会社が発行する株式の総数は5億6,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 本会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 本会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 本会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取り扱い規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 《現行どおり》</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 <p>第5条 《現行どおり》</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および株券の発行)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は5億6,000万株とする。</p> <p style="text-align: center;">本会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。 本会社は、第6条第2項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し) 第8条 本会社の<u>単元未満株式を有する株主</u>(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、<u>株式取り扱い</u>規程に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて1単元の株式の数となるべき数の株式を<u>売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。 本会社の株主名簿および<u>実質株主名簿</u>ならびに<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換</u>その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取り扱わせ、本会社においては、<u>これを取り扱わない</u>。</p> <p>(株式取り扱い規程) 第10条 <u>株券の種類</u>ならびに<u>株式の名義書換</u>その他株式に関する手続きならびにその手数料については、取締役会が定める<u>株式取り扱い規程</u>による。</p>	<p>(単元未満株式の売渡請求) 第9条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規程</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて<u>単元株式数となる数の株式</u>を<u>売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 本会社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利</u>を行使することができない。 1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2 <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4 <u>前条に定める単元未満株式の売渡しを請求する権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 本会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。 本会社の<u>株主名簿</u>、<u>実質株主名簿</u>、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に取り扱わせ、本会社においては<u>これを取り扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 本会社の株式に関する<u>取扱い</u>および<u>手数料</u>は、<u>法令または本定款のほか</u>、取締役会が定める<u>株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主の住所・氏名・印鑑の届出)</p> <p><u>第11条 株主、登録質権者および信託財産の受託者またはそれらの法定代理人もしくは代表者はその氏名、住所および印鑑(外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。)を取締役会が定める株式取り扱い規程に従い届けなければならない。その変更のあったときも同様とする。</u></p> <p><u>前項に掲げる者が外国に居住するとき</u>は、日本国内に仮住所または代理人を定め、<u>取締役会が定める株式取り扱い規程に従い届けなければならない。その変更のあったときも同様とする。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第12条 本会社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 《省略》</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第15条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数をもってする。</u></p> <p><u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p>	<p style="text-align: center;">《削除》</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第13条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第15条 《現行どおり》</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、本会社の議決権を有する株主に委任しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p>(議事録) 第17条 株主総会の議事については議事録を作り、議長および出席した取締役が記名調印または電子署名を行ったうえ、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間各支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 《省 略》</p> <p>(選任方法) 第19条 《省 略》 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してなすことを要する。</p> <p style="text-align: center;">《省 略》</p> <p>(役付取締役) 第20条 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができる。 取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、本会社の議決権を有する他の株主1名に委任しなければならない。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、その原本を10年間本店に備え置き、その写しを5年間各支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 《現行どおり》</p> <p>(選任方法) 第20条 《現行どおり》 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してなすことを要する。</p> <p style="text-align: center;">《現行どおり》</p> <p>(役付取締役および代表取締役) 第21条 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>(任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">《削 除》</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報 酬) 第 22 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(招 集) 第 23 条 取締役会を招集するには、会日より 5 日前に各取締役および各監査役に対しその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(議 長) 第 24 条 取締役会の議長については、第 14 条を準用する。</p> <p>(決議方法) 第 25 条 取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、<u>出席取締役の過半数によりこれを決する。</u> 《新 設》</p> <p>第 26 条 《省 略》</p> <p>(議事録) 第 27 条 取締役会の議事については、議事録を作り、出席した取締役および監査役が記名調印または電子署名を行ったうえ、10 年間本店に備え置く。</p>	<p>(報酬等) 第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(招 集) 第 24 条 取締役会を招集するには、会日より 5 日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(議 長) 第 25 条 取締役会の議長については、第 15 条を準用する。</p> <p>(決議方法) 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う。</u> <u>本会社は、取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 27 条 《現行どおり》</p> <p>(議事録) 第 28 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行ったうえ、<u>その原本を</u>10 年間本店に備え置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条 《省 略》</p> <p>《新 設》</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 《省 略》</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 《省 略》 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してなすことを要する。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(報 酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第34条 監査役会を招集するには、<u>会日より5日前に各監査役に対しその通知を發するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第29条 《現行どおり》</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第30条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条 《現行どおり》</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 《現行どおり》 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してなすことを要する。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第36条 監査役会を招集するには、<u>会日より5日前までに各監査役に対しその通知を發する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議方法) 第35条 監査役会の議事は、法令に別段の定め ある場合を除き、監査役の過半数により <u>これを決する。</u></p>	<p>(決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定め <u>がある場合を除き、監査役の過半数をもっ て行う。</u></p>
<p>(議事録) 第36条 監査役会の議事については、議事録を 作り、出席した監査役が<u>これに記名調印 または電子署名を行う。</u></p>	<p>(議事録) 第38条 監査役会の議事については、<u>法令で定 めるところにより議事録を作り、出席し た監査役が記名押印または電子署名を 行ったうえ、その原本を10年間本店に 備え置く。</u></p>
<p><u>会社は、前項の議事録の原本を10年間 本店に備え置く。</u></p>	<p>《削 除》</p>
<p>第37条 《省 略》</p>	<p>第39条 《現行どおり》</p>
<p>《新 設》</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p>
	<p>第40条 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規 定により、社外監査役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は、法令 が規定する額とする。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(決算期)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第38条 本会社の決算期は、<u>毎年3月20日と する。</u></p>	<p>第41条 本会社の事業年度は、<u>毎年3月21日 から翌年3月20日までの1年とする。</u></p>
<p>(株主配当金)</p>	<p>(剰余金の配当)</p>
<p>第39条 株主配当金は、<u>毎決算期の最終の株主 名簿および実質株主名簿に記載または記 録された株主または登録質権者に対して 支払うものとする。</u></p>	<p>第42条 剰余金の配当は、<u>毎事業年度末日の最 終の株主名簿および実質株主名簿に記載 または記録された株主または登録株式質 権者に対して支払う。</u></p>
<p><u>転換社債の転換請求により発行された 株式に対する最初の配当金については、 転換請求がなされた日の属する営業年度 の初めに転換があったものとみなして、 株主配当金を支払うものとする。</u></p>	<p>《削 除》</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p>(除斥期間) <u>第40条 株主配当金は、株主において受領遅滞を生じた日から3年を経過したときは、本会社に帰属する。</u></p>	<p>(中間配当) <u>第43条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月20日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間) <u>第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上